

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、法第30条にサービスの根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

平成18年度のサービス規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
知事	職員のサービス規律の厳正な保持について、定期的（夏季、年末及び年度末）に周知したほか、選挙の実施や職員が不祥事を起こした際など、必要に応じて随時、職員への周知等を行った。	文書による通知 各所属における所内会議、ミーティングでの周知

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
病院事業管理者	選挙が実施された場合のサービス規律に関する通知 7月、12月、3月期において事故防止、サービス規律保持の通知 職員にサービス規律違反が発生した場合は随時規律保持徹底の通知 各所属に対して福島県倫理条例に基づいて、贈与の有無にかかわらず四半期ごとに報告を義務づけている。	文書による通知、各所属内の会合、回覧等 文書による通知、各所属内の会合、回覧等 文書による通知、各所属内の会合、回覧等

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
教育委員会	1 平成18年7月に不祥事防止に係る公立学校合同校長会議（全公立学校長参加）、平成19年1・2月に教職員不祥事防止対策会議（全公立学校長・市町村教育委員会教育長参加）、同2月に臨時県立学校長・教育事務所長会議をそれぞれ開催した。 2 平成18年9月に道路交通法違反関係教職員の懲戒処分等に関する基準を改正し、飲酒運転に係る基準を厳罰化し（原則懲戒免職）、同10月から適用した。 3 平成19年1月に教職員の懲戒処分に関する基準を策定し、同3月から適用した。	不祥事防止策の協議等を行った。 各所属に通知するとともに、各職員にリーフレットを配付した。 各所属に通知するとともに、各職員にリーフレットを配付した。

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
警察本部長	警察職員として県民の負託に応えるべく、自己啓発に努め高い使命感を保持し適切な職務執行と堅実な私生活に努める。	機会教養 各種会議